

◎ 各ステップでの留意事項について

ステップ1 要望事項の発生時

- 近隣の方々と要望内容を十分に相談、協議してまとめて下さい。
注1) 原則として、要望内容の変更や追加は出来ませんので充分にご検討下さい。
- 要望区間は同一路線の一交差点間以上の範囲でご検討下さい。
注2) 原則として、ご自宅前のみなどのご要望は受付できません。
- 道路幅員 5.0m 未満で拡幅要望される場合は、測量費等の自己負担が発生いたします。
- 代表者を決めて、道路課までご連絡をお願いします。

ステップ2 道路課との事前相談時

- 代表者の他に関係者であれば複数でも可能ですので、皆さんのご意見を聞かせて下さい。
- 要望内容の確認後、要望内容が不適合要件※に該当しないかを事前に調査いたします。

ステップ3 要望書の作成・提出時

- 原則として、要望区間に隣接する全ての土地の所有者から署名押印をお願いします。
注3) 市が署名活動の代行はしません。
注4) 土地が隣接しない方々の署名も可能ですが、一世帯につき代表 1 名まででお願いします。
- 道路課までご提出をお願いいたします。

ステップ4 要望書の受理・審査時

- お預かりした要望書は工事が実施されるまで道路課で管理いたします。
- 工事は優先順で実施しており、長期間お待ちいただく場合もございます。

ステップ5 評価検討委員会へ諮問時

- 評価検討委員会は1年に1回開催されます。
- 仮評価が上位である 40~50 件前後を諮問いたします。

ステップ6 工事箇所の選定・予算配分時

- 優先順位に基づき地域性等を考慮し、最終決定となります。
- 多額な事業費を要する路線等では、工事を複数年に分割して実施する場合もございます。

ステップ7 地元説明会・用地買収・工事実施時

- 用地交渉は都市計画課用地担当が担当させていただきます。
- 用地買収では土地代金と支障物件の移設費用等を算定いたします。
- 道路用地を寄附していただく場合は、寄附に係る全ての費用も自己負担となります。
- 工事に伴い民地内へ電柱等の移設を依頼する場合もございます。
注5) 道路工事に伴う電柱移設では、個人への費用負担はございません。
- 地権者の同意が得られない場合は、事業の延期や中止をさせて頂く場合もございます。
注6) 事業化されたのちに用地交渉が難航したり、工法等が不調となる事例が発生しております。

◎ 不適格要件※の例

※ 以下に該当すると要望書を受付できない場合がありますので、道路課までご相談下さい。

- ① 鴻巣市が管理する道路ではない場合。
- ② 工事を行うために必要となる他の管理者及び警察等の許可が得られない（見込みがある）場合。
- ③ 工事に支障となる電柱等の民地内への移転で協力が得られない場合。
- ④ 要望区間の隣接地権者に事業の未同意者がいる場合。
- ⑤ 要望区間の隣接地権者間の意見が異なり、要望内容がまとまらない場合。
- ⑥ 要望区間で道路境界の不調により工事に支障を来たす（見込みがある）場合。
- ⑦ 要望区間の道路に個人の物件や立木等がはみ出る等の適切な管理がなされていない場合。
- ⑧ 交差点間の道路幅員が 4.0m以上でない路線で側溝を新設（縦断的な移設）をする場合。
- ⑨ その他の理由で市長が受付することができないと判断した場合。